

第117期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所 日本工業倶楽部会館
3階 大ホール
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の報酬等の額及び内容の一部改定の件

株主の皆様へのご案内

- 株主総会にご出席いただけない株主様は、郵送（書面）又はインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで

- 株主総会当日のお土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。

- 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類を招集ご通知に併せてご送付しております。
- 書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。

目 次

第117期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	26
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告	53

株主各位

証券コード 6369
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

東京都江東区南砂二丁目11番1号

トヨカネツ 株式会社
代表取締役社長 **大和田 能史**

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第117期定時株主総会招集ご通知」及び「第117期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toyokanetsu.co.jp/ir/notice.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。（詳細は3ページの「議決権行使等についてのご案内」をご覧ください。）

敬具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 日本工業倶楽部会館 3階 大ホール (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 - 第117期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第117期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 - 第1号議案 剰余金処分の件 - 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 - 第4号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の報酬等の額及び内容の一部改定の件

以 上

株主総会に関するご留意事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 株主総会当日の事業報告の模様につきましては、後日、当社ウェブサイトにおいて動画掲載を予定しております。
- 株主総会当日までの状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.toyokanetsu.co.jp>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

郵送（書面）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

（議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることで、「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が不要になります。）

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分まで

お手続きに際しましては、次ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご確認ください。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 日本工業倶楽部会館 3階 大ホール
東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

- ※ 郵送（書面）で議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ※ 郵送（書面）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（書面）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネット等による議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止させていただきます。）
- ② インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ インターネット等による議決権行使は、2025年6月25日（水曜日）の午後5時30分まで受け付け致しますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。
- ④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネット等による議決権行使方法について

（1）パソコンによる方法

- ① 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

（2）スマートフォンによる方法

- ① 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ② スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）による方法にて議決権行使を行ってください。 ※QRコードは株式会社三菱UFJ銀行の登録商標です。

3. 議決権を複数回行使された場合の取り扱い

- ① 郵送（書面）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。
- ② インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社三菱UFJ信託銀行が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務の健全性と株主の皆様への利益還元とのバランスを最適化することを基本とした株主還元方針を策定しております。

第117期の期末配当につきましては、株主還元方針に基づき、以下の通りと致したいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭と致します。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金**186円**と致したいと存じます。

この場合の配当総額は **1,449,239,460円** となります。

なお、中間配当として50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき236円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

<ご参考>

株主還元方針（2025年3月期）

- ・連結配当性向 : 50%以上とします。（1株当たり年間100円配当を下限とします。）
ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではありません。
- ・連結総還元性向 : 連結総還元性向は設定しないものの、業績動向などにより機動的に対応することとします。
- ・本方針の適用期間 : 2023年3月期から2025年3月期までの3期とし当該期間終了時点で見直すこととします。

第2号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、5名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、監査等委員会から『監査等委員の内3名が、任意で設置された「指名諮問委員会」（過半数が社外取締役）の構成員として、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任について、当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定められた基準・手続きに従い審議を行いました。更に、取締役会に答申を行い決定するプロセスに参加すると共に、監査等委員会としても改めて検討した結果、監査等委員以外の取締役候補者の指名手続は適切であり、各候補者は当社の取締役として適任であると判断します。』との意見表明を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位	担 当 等	属 性
1	おおわだ たかし 大和田 能史	代表取締役社長	次世代エネルギー開発、安全環境・品質保証担当	再任
2	こばやし やすのり 小林 康紀	取締役	専務執行役員 ソリューション事業、H R マネジメント担当	再任
3	よねはら たけし 米原 岳史	—	専務執行役員 財務、I R、リスクマネジメント、E S G担当	新任
4	さとう まきこ 佐藤 真希子	取締役	—	再任 社外 独立
5	わたなべ おさむ 渡邊 修	—	—	新任 社外 独立
再任	再任取締役候補者		社外	社外取締役候補者
新任	新任取締役候補者		独立	証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

おおわだ たかし
大和田 能史

再任

生年月日

1962年6月19日

所有する当社の株式数

7,348株

取締役在任年数（本総会終結時）

6年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

1985年4月	当社入社
2002年10月	トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ転籍、同社営業本部システムセールス第一部長
2006年7月	同社システム本部S I部長
2008年4月	同社執行役員システム本部長
2015年4月	同社常務執行役員
2018年4月	当社へ転籍、当社執行役員 トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ出向、同社取締役常務執行役員
2019年4月	当社常務執行役員ソリューション事業本部長
2019年6月	当社取締役常務執行役員ソリューション事業本部長
2021年4月	当社取締役副社長執行役員ソリューション事業本部長
2022年4月	当社代表取締役社長
2023年4月	当社代表取締役社長 安全環境・品質保証部、GX推進室、次世代エネルギー開発室管掌
2024年4月	当社代表取締役社長 次世代エネルギー開発事業本部、安全環境・品質保証部管掌
2025年4月	当社代表取締役社長 次世代エネルギー開発、安全環境・品質保証担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した物流ソリューション事業における、卓越した見識・実績を有し、ソリューション事業本部長及び2022年4月に就任した社長の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

こ ばやし やす の り
小林 康紀

再任

生年月日

1968年1月1日

所有する当社の株式数

3,722株

取締役在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況

10/10回

候補者番号

3

よ ね は ら た け し
米原 岳史

新任

生年月日

1963年2月11日

所有する当社の株式数

2,737株

取締役在任年数（本総会終結時）

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

1990年4月 当社入社
2002年10月 トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ転籍
2011年4月 同社プロジェクト統括部長
2015年4月 同社執行役員経営管理部、プロジェクト統括部、施工管理部、サービス部管掌
2019年4月 当社と同社との合併、当社常務執行役員ソリューション事業本部 海外事業部、空港システム部、施工管理部、サービス営業部管掌
2022年4月 当社専務執行役員ソリューション事業本部長
2024年6月 当社取締役専務執行役員ソリューション事業本部長
2025年4月 当社取締役専務執行役員ソリューション事業、HRマネジメント担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した物流ソリューション事業における、卓越した見識・実績を有し、物流ソリューション事業でのプロジェクト統括部長等、複数部門の管掌役員及びソリューション事業本部長の経験を通じて培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
2012年4月 当社管理本部経理部長
2016年4月 当社執行役員管理本部経理部長
2017年6月 TOYO KANETSU (MALAYSIA) SDN BHD Managing Director（現任）
2018年4月 当社執行役員管理本部財務企画部長兼業務部管掌
2019年4月 当社執行役員コーポレート本部人事部、財務部、総務部管掌
2021年4月 当社常務執行役員コーポレート本部副本部長人事部、財務部、総務部管掌
2022年4月 当社専務執行役員コーポレート本部長
2022年6月 PT TOYO KANETSU INDONESIA Komisaris（現任）
2024年4月 当社専務執行役員コーポレート本部長兼次世代エネルギー開発事業本部補佐
2025年4月 当社専務執行役員財務、IR、リスクマネジメント、ESG担当（現任）

重要な兼職の状況

TOYO KANETSU (MALAYSIA) SDN BHD Managing Director
PT TOYO KANETSU INDONESIA Komisaris

取締役候補者とした理由

入社以来主に従事したコーポレート部門における、卓越した見識・実績を有し、経理部長、コーポレート本部長及びタンク事業の海外子会社社員の経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

さとう まきこ
佐藤 真希子

再任

社外

独立

生年月日

1977年11月6日

所有する当社の株式数

505株

取締役在任年数（本総会終結時）

3年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

2000年4月 (株)サイバーエージェント入社
2005年10月 (株)ウエディングパークへ出向
2006年10月 (株)サイバーエージェント・ベンチャーズ（現(株)サイバーエージェント・キャピタル）へ出向
2016年6月 (株) i S G S インベストメントワークスを設立、取締役 代表パートナー
2018年12月 (株)リブ社外取締役
2021年6月 東京データプラットフォーム協議会推進会議委員
2022年5月 文部科学省 次世代アントレプレナー育成事業終了評価委員
2022年6月 当社社外取締役（現任）
2023年2月 (株) i S G S インベストメントワークス代表取締役 代表パートナー（現任）
2024年1月 (一社)日本ベンチャーキャピタル協会理事（現任）

重要な兼職の状況

(株) i S G S インベストメントワークス代表取締役 代表パートナー
(一社)日本ベンチャーキャピタル協会理事

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ベンチャーキャピタル等における投資事業及びその経営者として培った企業経営全般についての豊富な経験と知見を有しており、当社では2022年から社外取締役として、積極的に意見・提言等をいただいております。今後も当社グループの中長期的な成長戦略及び企業価値向上に係る提言等を期待するとともに、経営全般における監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

わた なべ
渡 邊
おさむ
修

新任

社外

独立

生年月日

1954年9月28日

所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数（本総会終結時）

一年

取締役会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 (株)ダイエー入社
1999年4月 (株)ショッパーズ弘前代表取締役社長
2002年4月 (株)ダイエー営業企画本部副本部長
2003年4月 同社商品企画本部副本部長
2003年8月 トステムビバ(株)（2011年(株)ＬＩＸＩＬビバに商号変更）（現アークランズ(株)）入社、
執行役員社長室付部長
2004年2月 同社常務執行役員営業本部副本部長
2006年6月 同社取締役兼上席常務執行役員営業本部副本部長兼ＨＣ事業部長
2012年4月 同社取締役兼専務執行役員営業本部長
2014年10月 同社代表取締役社長兼ＣＯＯ
2018年6月 同社代表取締役社長兼ＣＥＯ兼指名報酬諮問委員会委員
2021年9月 経営コンサルタント、2世経営塾「虚往実帰」主宰（現任）
2023年4月 法政大学イノベーション・マネジメント研究科 連携教員プロジェクトアドバイザー
2024年4月 法政大学大学院 連携教員プロジェクトアドバイザー

重要な兼職の状況

経営コンサルタント、2世経営塾「虚往実帰」主宰

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場会社（小売業）での経営者及び経営コンサルタントとして培った企業経営全般についての豊富な経験と知見を有しており、当社グループの中長期的な成長戦略及び企業価値向上に係る提言等を期待するとともに、経営全般における監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。

注：１．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．佐藤真希子氏及び渡邊修氏は、社外取締役候補者であります。

３．佐藤真希子氏は、現在当社の社外取締役ですが、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

４．当社は、佐藤真希子氏との間で、法令の定める限度までに責任を限定する責任限定契約を締結しておりますが、同氏の選任をご承認いただいた場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。なお、渡邊修氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。

５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補填するものです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

６．当社は、佐藤真希子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任をご承認いただいた場合は、独立役員の届け出を継続する予定であります。また、渡邊修氏につきましても、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任をご承認いただいた場合は、独立役員として届け出る予定であります。

７．佐藤真希子氏の戸籍上の氏名は、重松真希子であります。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願い致したいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏 名	現在の地位	担 当 等	属 性
1	こだま けいすけ 児玉 啓介	取締役	副社長執行役員社長補佐、特命担当	新任
2	うしだ かずお 牛田 一雄	監査等委員	—	再任 社外 独立
3	いわむら しゅうじ 岩村 修二	監査等委員	—	再任 社外 独立
4	さかい ゆかり 酒井 由香里	取締役	—	新任 社外 独立
再任	再任監査等委員である取締役候補者			社外
新任	新任監査等委員である取締役候補者			独立
	社外監査等委員である取締役候補者			証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

こ だ ま け い す け
児 玉 啓 介

新任

生年月日

1958年12月26日

所有する当社の株式数

9,855株

取締役在任年数（本総会終結時）

10年

（うち監査等委員在任年数）

一年

取締役会出席状況

12/12回

監査等委員会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4 月	当社入社
2006年 7 月	当社機械・プラント事業部国内営業部長
2009年 4 月	当社管理本部経営管理部長
2010年 4 月	当社取締役役員管理本部経営管理部長
2012年 4 月	トーヨーカネツソリューションズ㈱（現当社）へ出向、同社執行役員
2013年 4 月	同社へ転籍、同社常務執行役員
2015年 4 月	当社へ転籍、当社常務執行役員管理本部副本部長
2015年 6 月	当社取締役常務執行役員管理本部副本部長
2016年 4 月	当社取締役常務執行役員管理本部長
2018年 4 月	当社取締役専務執行役員管理本部長
2019年 4 月	当社取締役専務執行役員コーポレート本部長
2020年 4 月	当社取締役副社長執行役員
2022年 4 月	当社取締役副社長執行役員社長補佐
2023年 4 月	当社取締役副社長執行役員リスクマネジメント室管掌、特命担当
2024年 3 月	環境リサーチ㈱取締役
2025年 4 月	当社取締役副社長執行役員社長補佐、特命担当（現任）

重要な兼職の状況

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

入社以来主に従事した機械・プラント事業に加え、コーポレート本部及び物流ソリューション事業においても、卓越した見識・実績を有し、機械・プラント事業での国内営業部長、経営管理部長、コーポレート本部長及び取締役としての幅広い経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、今後も経営全般における監査・監督機能の向上に寄与することができるものと判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

う し だ か ず お
牛 田 一 雄

再任

社外

独立

生年月日

1953年1月25日

所有する当社の株式数

767株

取締役在任年数（本総会終結時）

4年

（うち監査等委員在任年数）

4年

取締役会出席状況

12/12回

監査等委員会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

1975年4月	日本光学工業(株)（現(株)ニコン）入社
2005年6月	同社常務取締役兼上席執行役員精機カンパニープレジデント
2007年6月	同社取締役兼専務執行役員精機カンパニープレジデント
2013年6月	同社代表取締役兼副社長執行役員知的財産本部担当役員、精機カンパニープレジデント、経営企画本部副担当役員
2014年6月	同社代表取締役取締役社長兼社長執行役員メディカル事業推進本部管掌、新事業開発本部管掌
2017年6月	同社代表取締役取締役社長兼社長執行役員新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当
2019年4月	同社代表取締役会長
2020年4月	同社取締役会長
2021年5月	(一社)日本望遠鏡工業会会長
2021年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）、(株)ニコン取締役 取締役会議長、日本光学工業協会会長（現任）
2022年4月	(一社)日本光学硝子工業会会長
2022年6月	J S R (株)社外取締役
2024年6月	(株)ニコン特別顧問（現任）

重要な兼職の状況

(株)ニコン特別顧問
日本光学工業協会会長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場会社(製造業)における豊富な技術開発経験並びに、経営者として培った企業経営全般についての豊富な経験及び高い見識を有しており、当社では2021年から監査等委員である社外取締役として、積極的に意見・提言等をいただいております。また、当社が任意で設置している「報酬諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただいております。今後も経営全般における監査・監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

いわむらしゅうじ
岩村 修二

再任

社外

独立

生年月日

1949年9月16日

所有する当社の株式数

268株

取締役在任年数（本総会終結時）

2年

（うち監査等委員在任年数）

2年

取締役会出席状況

12/12回

監査等委員会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	検事任官
2002年10月	東京地方検察庁特別捜査部長
2010年6月	仙台高等検察庁検事長
2011年8月	名古屋高等検察庁検事長
2012年10月	弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所顧問
2013年5月	㈱ファミリーマート社外監査役
2013年6月	㈱リケン社外監査役
2015年3月	キャノン電子㈱社外監査役（現任）
2015年6月	㈱北海道銀行社外監査役（現任）
2017年10月	年金積立金管理運用独立行政法人経営委員兼監査委員
2018年6月	林兼産業㈱社外取締役
2019年6月	㈱リケン社外取締役（監査等委員）
2020年1月	弁護士法人東京フレックス法律事務所
2021年4月	T & K法律事務所（現任）
2023年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）、林兼産業㈱社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

T & K法律事務所弁護士
キャノン電子㈱社外監査役
㈱北海道銀行社外監査役
林兼産業㈱社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

検事及び弁護士として培った専門的知見や、検事長その他の要職を歴任するなど、法曹界での豊富な経験を有しており、当社では2023年から監査等委員である社外取締役として、積極的に意見・提言等をいただいております。また、当社が任意で設置している「指名諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場で役員候補者の選定における監督機能を担っていただいております。今後も経営全般における監査・監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

さ か い ゆ か り
酒井 由香里

新任

社 外

独 立

生年月日

1968年6月23日

所有する当社の株式数

505株

取締役在任年数（本総会終結時）

3年

（うち監査等委員在任年数）

一年

取締役会出席状況

11/12回

監査等委員会出席状況

一回

略歴、当社における地位及び担当

1991年4月 野村證券㈱入社
2005年1月 ㈱コーポレートチューン取締役
2005年6月 ㈱ユナイテッドアローズ常勤社外監査役
2008年6月 ㈱リプロセル社外監査役
2013年9月 ㈱ビューティ花壇社外監査役
2016年6月 ㈱ユナイテッドアローズ社外取締役（常勤監査等委員）
2017年10月 ティーライフ㈱社外取締役（監査等委員）
2019年3月 ㈱コーザベース社外取締役（監査等委員）
2021年6月 大平洋金属㈱社外取締役（現任）
2022年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

大平洋金属㈱社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

証券会社での業務経験及び幅広い業種において社外役員を歴任していることで培った企業経営全般や財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、当社では2022年から社外取締役として、積極的に意見・提言等をいただいております。また、当社が任意で設置している「報酬諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただいております。今後も経営全般における監査・監督機能の向上に寄与いただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

注：1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 牛田一雄氏、岩村修二氏及び酒井由香里氏は、社外取締役候補者であります。

3. 岩村修二氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」に記載の通り、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 牛田一雄氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

5. 岩村修二氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

6. 酒井由香里氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

7. 当社は、牛田一雄氏、岩村修二氏及び酒井由香里氏の各氏との間で、法令の定める限度までに責任を限定する責任限定契約を締結しておりますが、各氏の選任をご承認いただいた場合は、同様の内容の契約を締結する予定であります。なお、兒玉啓介氏の選任をご承認いただいた場合は、同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。

8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員であり、保険料は全額会社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補填するものです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

9. 当社は、牛田一雄氏、岩村修二氏及び酒井由香里氏の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任をご承認いただいた場合は、独立役員の届け出を継続する予定であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリクス

当社は社是・経営ビジョン・スローガン・経営計画等に照らして、取締役会としての役割・責務を果たすために必要なスキルとして、経営の監督に必要なスキル、今後の成長戦略との関係で求められるスキル、及び既存事業における企業価値の向上に資すると考えられるスキルを、以下の9項目に特定しました。取締役の選任に当たっては、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに規定される基準に基づき、定款に定められた員数の範囲で、多様性並びにスキル項目等のバランスが最適になるように考慮しております。各取締役に対して、その経験を元に主に専門性の発揮が期待される分野をマトリクスで表にしたものは以下の通りです。

氏 名 (性別・年齢)				専門性の発揮が主に期待される分野								
				経営全般	人的資本	法務・リスク管理	財務・会計	国際的経験	DX・IT	ESG・SDGs	事業運営	技術・品質・安全
1	大和田 能 史 (男性) (63)			●	●					●	●	●
2	小 林 康 紀 (男性) (57)				●			●	●		●	●
3	米 原 岳 史 (男性) (62)			●		●	●	●		●		
4	佐 藤 真希子 (女性) (47)		独立 社外	●					●	●	●	
5	渡 邊 修 (男性) (70)		独立 社外	●				●	●		●	
6	兒 玉 啓 介 (男性) (66)	監査等 委員				●	●	●		●		
7	牛 田 一 雄 (男性) (72)	監査等 委員	独立 社外	●	●			●			●	●
8	岩 村 修 二 (男性) (75)	監査等 委員	独立 社外	●	●	●				●		
9	酒 井 由香里 (女性) (57)	監査等 委員	独立 社外			●	●		●	●		

取締役会の各種構成比率



取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の報酬等の額及び内容の一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、2019年度より導入しております当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員（以下、あわせて「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）につきまして、本制度の内容を一部改定（以下、「本改定」という。）するため、報酬等の額及び株式数の上限等について、ご承認をお願いするものです。なお、本改定後の本制度の詳細につきましては、下記3. の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度の改定は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、2025年度から始まる中期経営計画の実現に向けて、更なる企業価値の向上を図る貢献意欲を高めることを目的としております。かかる目的を踏まえ、新たに業績評価指標に非財務指標（ESG指標）を加えることとし、当社が拠出する金銭の上限及び取締役等に付与される当社ポイント数の上限等を変更致します。この目的と事由に照らし、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも合致しており、本議案の内容は相当であると考えております

なお、本議案をご承認いただきました後における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、後記【ご参考】の通りです。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時点において、本制度の対象となる当社の取締役の員数は、3名となります。また、上記の通り、本制度は、取締役でない常務執行役員以上の執行役員も対象としており、取締役とあわせて9名が本制度の対象となります。

なお、監査等委員会から『監査等委員の内3名が、任意で設置された「報酬諮問委員会」（過半数が社外取締役）の構成員として、監査等委員以外取締役の業績連動型株式報酬制度の報酬等の額及び内容の一部改定について、当社「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に定められた基準・手続きに従い審議を行いました。更に、取締役会に答申を行い決定するプロセスに参加すると共に、監査等委員会としても改めて検討致した結果、その報酬決定手続きは適切であり、報酬等の額及び内容の一部改定について妥当であると判断します。』との意見表明を受けております。

2. 本改定の内容

従前の本制度の内容を下記のとおり一部改定します。

(主な改定項目)

項目	改定前	改定後
当社が拠出する信託金の上限	対象期間（3事業年度）ごとに、167百万円（うち、取締役分として120百万円）	対象期間（3事業年度）ごとに、 <u>700百万円（うち、取締役分として300百万円）</u>
取締役等へ付与される当社ポイント数（株式数）の上限	1事業年度当たり41,000ポイント（相当する株式数は41,000株）（うち、取締役分として30,340ポイント（相当する株式数は30,340株））。 対象期間である3事業年度において、取締役等に対して付与するポイントは、123,000ポイント（相当する株式数は123,000株）（うち、取締役分として91,020ポイント（相当する株式数は91,020株））。	1事業年度当たり48,000ポイント（相当する株式数は48,000株）（うち、取締役分として20,000ポイント（相当する株式数は20,000株））。 対象期間である3事業年度において、取締役等に対して付与するポイントは、 <u>120,000ポイント（相当する株式数は120,000株）（うち、取締役分として50,000ポイント（相当する株式数は50,000株））。</u>
業績評価指標	財務指標：R O E、部門別営業利益(セグメント利益)	財務指標：R O E、全社営業利益、部門別営業利益(セグメント利益) 非財務指標：G H G 排出削減目標の達成率、従業員エンゲージメント向上への取り組み状況に対する報酬諮問委員会による総合評価

3. 本制度に係る報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、当社が定める役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価に相当する金銭（以下、あわせて「当社株式等」という。）を、本信託を通じて各取締役等に給付する業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、各対象期間（下記(3)において定義する。）の最終事業年度の業績確定後とします。

(2) 本制度の対象者

取締役等※¹とします。

※¹国内非居住者を除きます。

(3) 本制度の対象期間

2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、

「本対象期間」という。)及び本対象期間経過後に開始する3事業年度ごと(本対象期間経過後制定される中期経営計画の期間が3事業年度と異なる場合はその事業年度ごと)の期間(以下、本対象期間とあわせてそれぞれの期間を「対象期間」という。)とします。

(4) 信託期間

2019年8月26日から本信託が終了するまでとします。(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものと致します。)なお、本信託は、当社株式の上場廃止、役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程の廃止等により終了とします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限額

本総会で、本制度の一部改定をご承認いただくことを条件として、当社は、本対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式の給付を行うため、当社株式の取得資金(以下、「株式取得資金」という。)として、700百万円(うち、取締役分として300百万円)を上限とした金銭を本信託に拠出します(注)。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、上述の金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する株式(以下、「残存株式」という。ただし、直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数(ポイントについては、下記(7)参照)に相当する当社株式で取締役等に対する給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下、あわせて「残存株式等」という。)があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。なお、当社は、本対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

(注)当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)により当社から拠出された株式取得資金を原資として、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得により実施することを予定しており、当社による新株発行は行いません。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社で決定し、開示します。

なお、本対象期間につきましては、120,000株(うち、取締役分として50,000株)(付与する株式数の上限については、下記(7)参照)を上限として取得するものとします。また、本対象期間経過後の各対象期間につきましても上述の株数を上限として取得するものとします。

(7) 各取締役等に付与する当社株式の算定方法及び上限

当社は、当社取締役会で定める役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に基づき、各取締役等に対して、役位及び業績目標の達成度に応じて、事業年度ごとにポイントを付与します。

対象期間ごとに、取締役等に対して付与するポイントは、1事業年度当たり48,000ポイント(相当する株式数

は48,000株）（うち、取締役分として20,000ポイント（相当する株式数は20,000株））を上限とし、本対象期間中の3事業年度において、取締役等に対して付与するポイントは、120,000ポイント（相当する株式数は120,000株）（うち、取締役分として50,000ポイント（相当する株式数は50,000株））を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします）。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

（ポイント算定式）

＜事業本部を所管しない、又は、コーポレート本部を所管する取締役等＞

付与ポイント＝役位別基本ポイント（財務指標連動）×財務指標の業績連動係数（①×0.5+②×0.5）※²+役位別基本ポイント（非財務指標連動）×非財務指標の業績連動係数※³

＜事業本部を所管する取締役等＞

付与ポイント＝役位別基本ポイント（財務指標連動）×財務指標の業績連動係数（①×0.25+②×0.25+③×0.5）※²+役位別基本ポイント（非財務指標連動）×非財務指標の業績連動係数※³

※² 財務指標の業績連動係数①、②及び③は、全社ROE、全社営業利益及び部門別営業利益(セグメント利益)目標の達成度に応じて0%～144%で変動するものとします。

※³ 非財務指標の業績連動係数は、GHG排出削減目標の達成率及び従業員エンゲージメント向上への取り組み状況に対する報酬諮問委員会による総合評価に応じて、0%～100%で変動するものとします。

(8) 各取締役等に対する株式の給付

原則として、各対象期間の最終事業年度の業績の確定後において、取締役等が役員に対する業績連動型株式報酬制度株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、当該取締役等が所定の受益者確定手続を行うことを条件として、本信託から当該取締役等に対して、当該各対象期間において付与された累計ポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、納税資金確保の観点から、当該累計ポイント数の50%に相当する数の当社株式については、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、取締役等が死亡又は海外赴任等により国内非居住者となることが決定した等の場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により取締役等に給付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントに応じて、按分して給付することを予定しています。

以 上

【ご参考】本総会終結後の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬決定方針及び手続

当社は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く、以下「業務執行取締役」という。）の個人別の報酬の決定に際しては、以下に定める方針・手続等に従いこれを行うものとする。

(イ) 基本方針

- ・業務執行取締役に対する報酬は、業務執行取締役が当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高め、株価の変動による利益・リスクを株主と共有するインセンティブとして十分機能するよう、報酬と業績及び株式価値を連動させた報酬体系とし、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役の報酬は「基本（金銭・固定）報酬」「業績連動型金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成する。
- ・監督機能を担う監査等委員である取締役、監査等委員でない非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本（金銭・固定）報酬のみを支払うこととする。
- ・このうち、監査等委員でない非業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項については、下記(ホ)に記載の業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法と同様の決定方法をとることで、報酬決定過程の透明性を確保することとする。

(ロ) 基本(金銭)報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

- ・業務執行取締役の基本（金銭）報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案し、あらかじめ作成した役位に応じた報酬テーブルにそって決定する。
- ・当該基本（金銭）報酬は下記(ハ) 1.の業績連動型金銭報酬とともに次年度の1年間、月額固定報酬として月次で支給する。

(ハ) 業績連動型金銭報酬等並びに非金銭報酬等（以下、「業績連動型株式報酬」という。）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

1.業績連動型金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・「業績連動型金銭報酬」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、各事業年度の経常利益額に次年度の経常利益予想額を加味して算出された額とする。
- ・一定水準以上の経常利益・株式配当額の場合に限り、株主総会決議により利益の一定部分の役員賞与を支給する場合がある。

2.業績連動型株式報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(i) 業績連動型株式報酬等の内容、額及び算定方法

- ・「業績連動型株式報酬」は2019年5月14日の取締役会で決議された「役員に対する業績連動型株式報酬制度」株式給付規程、及び2025年6月26日の第117期定時株主総会にて決議された「取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の報酬等の額及び内容の一部改定の件」に基づき、各業務執行取締役及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員（以下、「取締役等」という。）に対して、役位及び中期経営計画等に基づいた業績目標の達成度に応じて、事業年度毎に以下のポイントを付与する。

- 事業部門を所管しない又はコーポレート本部を所管する取締役等

付与ポイント＝役位別基本ポイント（財務指標連動）×財務指標の業績連動係数（①×0.5+②×0.5）

※²+役位別基本ポイント（非財務指標連動）×非財務指標の業績連動係数※³

- 事業本部を所管する取締役等

付与ポイント＝役位別基本ポイント（財務指標連動）×財務指標の業績連動係数（①×0.25＋②×0.25+③×0.5）※²+役位別基本ポイント（非財務指標連動）×非財務指標の業績連動係数※³

※² 財務指標の業績連動係数①、②及び③は、全社ROE、全社営業利益及び部門別営業利益（セグメント利益）目標の達成度に応じて0%～144%で変動する

※³ 非財務指標の業績連動係数は、GHG排出削減目標の達成率及び従業員エンゲージメント向上への取り組み状況に対する報酬諮問委員会による総合評価に応じて、0%～100%で変動する

- ・2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「本対象期間」という。中期経営計画等の期間を想定している。）において、取締役等に対して付与するポイントは1事業年度当たり48,000ポイント（相当する株式数は48,000株）（うち、業務執行取締役分として20,000ポイント（相当する株式数は20,000株）を上限とし、本対象期間中の3事業年度において、取締役等に対して付与するポイントは120,000ポイント（相当する株式数は120,000株）（うち業務執行取締役分として50,000ポイント（相当する株式数は50,000株））を上限とする。なお、付与されるポイントは取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算される。

(ii) 業績連動型株式報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

- ・「役員に対する業績連動型株式報酬制度」の対象期間は、「本対象期間」及び本対象期間経過後に開始する3事業年度ごと（本対象期間経過後制定される中期経営計画の期間が3事業年度と異なる場合はその事業年度ごと）の期間とする。
- ・各取締役等に対する当社株式等の給付時期は、原則として各対象期間の最終事業年度の業績確定後において

て、当該各対象期間において付与された累計ポイント数に応じた当社株式を給付する。ただし、納税資金確保の観点から、当該累計ポイント数の50％に相当する数の当社株式については、換価した上で、当該取締役等に対して、当該換価処分金相当の金銭を給付する。

(二) 基本（金銭）報酬の額、業績連動型金銭報酬等の額又は業績連動型株式報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業績連動型金銭報酬は過年度及び次年度予想業績に基づき算出された額であり、業績連動型株式報酬は「本対象期間」の中期経営計画等の目標KPIである全社ROE、全社営業利益及び担当する部門別営業利益に基づき算出された株数であるので、その割合は当該単年度及び次年度業績と、本対象期間及びその後の3事業年度における全社ROE、全社営業利益及び部門別営業利益目標の各業務執行取締役の達成度により決まるため、その割合は決定していないが、業績連動報酬の導入意図を鑑み、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としている。

(ホ) 業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

当社は個人別の業務執行取締役の報酬額については、「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬決定方針及び手続」をコーポレートガバナンス・ガイドラインにて定め、独立社外取締役が過半数を占める「報酬諮問委員会」による協議・答申を経て、取締役会の決議により決定することとし、報酬決定過程の透明性を確保している。



(ご参考)

事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高

60,474百万円

前期比 12.4%増 ▲

経常利益

4,403百万円

前期比 23.0%増 ▲

親会社株主に
帰属する当期純利益

3,638百万円

前期比 2.4%増 ▲

おもな財務指標

総資産

67,436百万円

前期比 0.7%減 ▼

純資産

38,909百万円

前期比 3.1%増 ▲

1株当たり
当期純利益

471.62円

前期比 15.49円増 ▲

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、好調な企業業績に支えられ、緩やかなインフレーションと賃金上昇による個人消費の持ち直しも相まって、比較的安定した推移となりましたが、米国の通商政策などによる世界経済の混乱なども懸念され、景気の先行きについては予断を許さない状況となっております。

このような状況下、主力の物流ソリューション事業では、深刻化する人手不足を背景に、ネット通販、3PL、卸業、生協向け自動化・省人化設備への需要が堅調に推移しております。また、製造業向け自動化・省人化設備需要の増加が見られました。

プラント事業は、国内製油所向けタンクメンテナンスの需要が引き続き堅調に推移し、安定的に収益を計上しております。また次世代エネルギー開発事業は、国内外のカーボンニュートラルの要請に応えるべく次世代エネルギー関連の研究開発に引き続き注力する一方、海外子会社のあるインドネシア・マレーシア両国において、タンクの新設や補修案件についても積極的に受注活動を行っており、今年度は3年半にわたる複数の低温タンク再生プロジェクトを受注いたしました。

みらい創生事業では、その構成する事業のうち、産業機械事業では建設投資、半導体、二次電池関連の設備投資計画が増加していること等により、市場は堅調に推移しております。環境事業では、官公需は例年並みを維持し、民需はアスベスト対策の市場が拡大を続けております。他方、建築事業は建築資材や工事費の高騰の影響により、厳しい事業環境が継続しております。

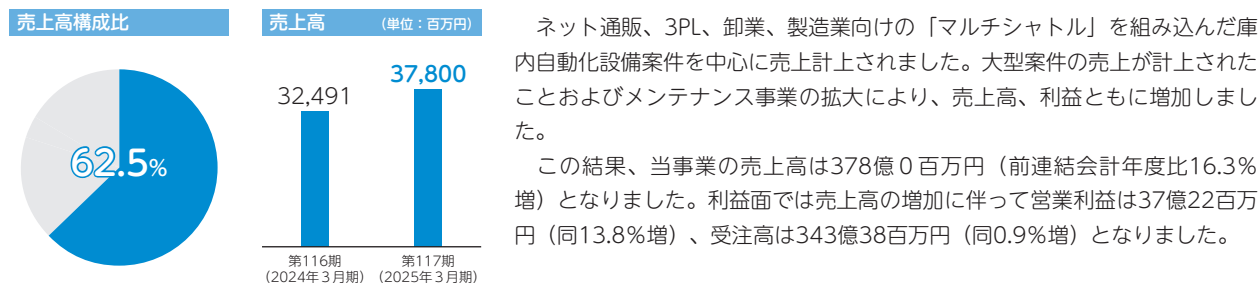
これらの結果、2024年度の連結決算の状況は、主に物流ソリューション事業の増収により、売上高は604億74百万円となり、前連結会計年度比12.4%増となりました。また、営業利益も増収効果及び報告セグメントそれぞれの採算性の向上により、41億31百万円と前連結会計年度比33.7%増となりました。

経常利益は44億3百万円（同23.0%増）となり、特別損益の部においては、当連結会計年度も引き続き政策保有株式の売却を実施したことで投資有価証券売却益が7億15百万円計上されましたが、昨年度の政策保有株式の縮減実施の規模が比較的大きく、それに伴って発生した投資有価証券売却益が多額であったことの反動等で、親会社株主に帰属する当期純利益は36億38百万円と、前連結会計年度比微増（同2.4%増）の結果となりました。また、受注高は、517億43百万円（同12.3%増）となっております。

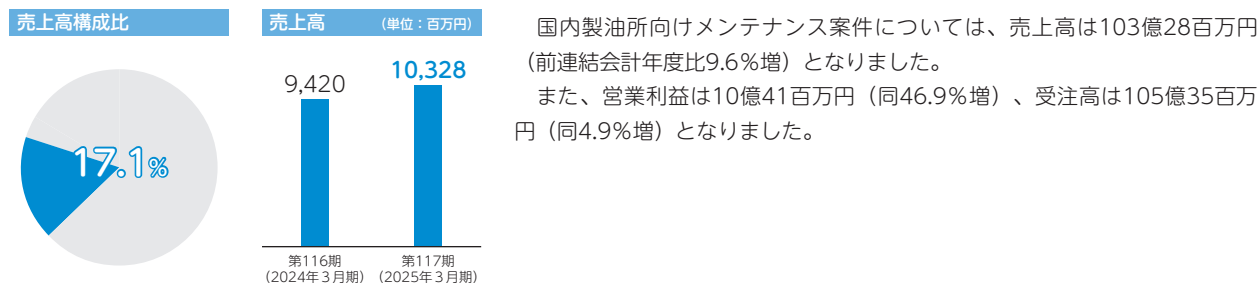
売上高 604億74百万円	前連結会計年度比 12.4%増 
経常利益 44億3百万円	前連結会計年度比 23.0%増 
営業利益 41億31百万円	前連結会計年度比 33.7%増 
親会社株主に帰属する 当期純利益 36億38百万円	前連結会計年度比 2.4%増 

セグメントの経営成績は次の通りであります。

物流ソリューション事業

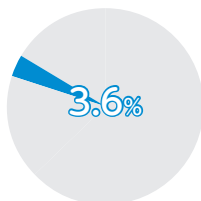


プラント事業

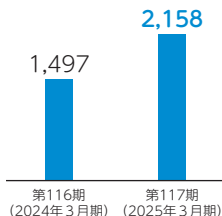


次世代エネルギー開発事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

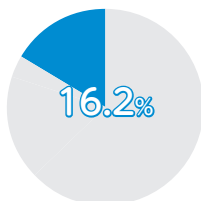


インドネシアにおける球形タンク1基の新設案件が完工したことなどから、当事業の売上高は21億58百万円（前連結会計年度比44.2%増）となりました。

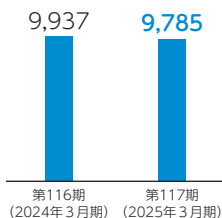
また営業損益については営業損失4億33百万円（前連結会計年度は営業損失4億81百万円）、受注高は前連結会計年度より48億83百万円増の68億69百万円となりました。

みらい創生事業

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



産業機械事業の主力製品であるバランスの受注規模の大型化や、環境事業における環境常時監視ソリューションや、アスベスト調査・分析が伸長する一方で、建築事業の受注が振るわず減収となりました。利益面では次なる成長に向けてM&Aを推進したことで、関連費用が先行して計上されましたが、産業機械事業、環境事業の増収の影響等により、総じて増益となりました。

その結果、当事業の売上高は97億85百万円（前連結会計年度比1.5%減）、営業利益は8億73百万円（同11.0%増）となりました。

② セグメント別売上高

セグメントの名称	金額 (百万円)	構成比 (%)
物流ソリューション事業	37,800 (23)	62.5 (0.0)
プラント事業	10,328 (－)	17.1 (－)
次世代エネルギー開発事業	2,158 (1,969)	3.6 (3.3)
みらい創生事業	9,785 (11)	16.2 (0.0)
報告セグメント計	60,073 (2,004)	99.3 (3.3)
その他	401 (8)	0.7 (0.0)
合計	60,474 (2,013)	100.0 (3.3)

注：（ ）内は内数であり海外売上高及び海外売上高構成比率を表わしております。

③ 設備投資の状況

1. 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

2. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

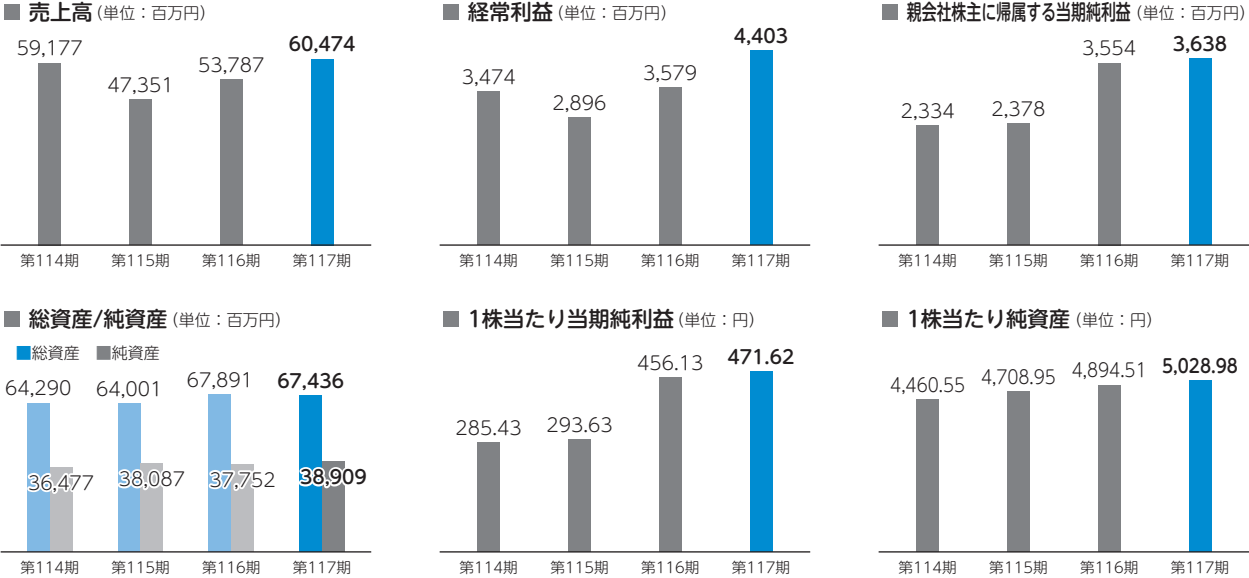
3. 重要な固定資産の売却、撤去、減失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去、減失等はありません。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき資金調達はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



注：「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第114期連結会計年度の期首より適用しており、第114期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
トーヨーコーケン(株)	90	100.0	産業用設備機器の製造及び販売
トーヨーカネツビルテック(株)	50	100.0	各種建築物の設計及び建築
環境計測(株)	75	100.0	環境計測機器の保守管理及び環境調査
PT Toyo Kanetsu Indonesia	3,755千米ドル	100.0 (2.7)	貯蔵タンクの製造及び販売

注：出資比率の（ ）内は、当社の子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 会社の経営の基本方針

当社は、社是である「わが社は 常にすすんで よりよきものを造り 社会のために奉仕する」を経営理念とし、「革新的な技術と実行力で、社会課題を解決する「ソリューションイノベーター」」となることを経営ビジョンに掲げ、複雑化する経営環境や社会が直面する課題に革新的・先駆的な技術やソリューションを以って解決することに取り組み、グループの持続的企業価値向上と社会の発展に寄与することを目指しております。

当社グループでは、事業を通じて持続的に企業価値を向上させるため、自らの強みを活かし優先的に取り組むべき重要な経営課題（マテリアリティ）10項目を2019年に特定し、事業活動を継続してきました。

しかし、特定してから数年が経過し、当社グループを取り巻く内外環境が変化したことを鑑み、2025年度を初年度とする新中計の策定に際し、あらためて当社グループが優先的に取り組むべきマテリアリティ8項目とKPIを策定しました。新たな各マテリアリティを事業戦略の策定や各事業における意思決定プロセスにおいて考慮すべき重要な要素と位置付けています。また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明しており、事業を通じた気候変動課題解決への取り組みとGHG排出量削減施策を強化するとともに、提言に基づく開示内容を拡充し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

引き続き、これらの課題解決を通じて、社会的に期待される役割について認識し、関連SDGs達成への寄与にも努めながら、財務面を含む持続的な成長を確実なものとしてまいります。

なお、2024年度は4事業体制でしたが、2025年度より、未来の水素社会の実現を見据え、大型液化水素タンクの研究開発を加速するため「次世代エネルギー開発事業本部」を発展的に解消します。代表取締役社長の直轄組織の「次世代エネルギー開発センター」に移行し、開発に向けた意思決定を迅速に行える環境を整備し、大型液化水素タンク製造技術の確立を図ってまいります。これにより、2025年度は、物流ソリューション事業本部、プラント事業本部、みらい創生事業本部の3事業体制となります。

事業を通じた社会課題解決に資する重要テーマ	(1) 気候変動・環境問題への対応
	(2) 労働力不足への対応
事業の競争力強化に資する重要テーマ (事業伸長のための技術)	(3) 新技術の開発
	(4) ビジネスパートナーとの共創
	(5) 製品・システムの信頼性の向上
	(6) 業務生産性の向上
企業としての経営基盤	(7) リスクマネジメント・ガバナンスの高度化
	(8) 人的資本経営の高度化

② 中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、新グループ中期経営計画（2025～2027年度）を2030年に向けた長期戦略の第2フェーズと位置づけ、社是である「わが社は 常にすすんで よりよきものを造り 社会のために奉仕する」を経営理念とし、経営ビジョン「革新的な技術と実行力で、社会課題を解決する「ソリューションイノベーター」」を継続して掲げます。複雑化する経営環境や社会が直面する課題を、革新的・先駆的な技術やソリューションを以って解決することに取り組み、グループの持続的企業価値向上と社会の発展に寄与することを目指します。

前グループ中期経営計画（2022～2024年度）の最終年度において当初の損益計画は達成できませんでした。が、主力の物流ソリューション事業がグループ業績を牽引、また、プラント事業が安定的に収益を確保する体制を構築し、増収増益となりました。

この結果を踏まえ、前グループ中期経営計画の施策を継続しつつ、事業環境に合わせた新たなグループ経営戦略を進めてまいります。具体的には、「未来に向けた成長基盤の確立」を基本方針とし、①事業の成長（事業構造（ポートフォリオ）の再構築）、②生産性の向上（製品や業務の標準化、省人化の推進）、③人材力の強化（多様性の確保と積極的な育成投資）を3つの柱として取り組みを更に強化してまいります。

各事業の基本方針・重点施策は以下の通りです。

・物流ソリューション事業

〔基本方針〕 高成長企業への進化

- ・主力事業としての規模拡大
- ・業務領域と顧客領域の拡大
- ・サービス事業強化

〔重点施策〕 ①新領域へのチャレンジ、拡大

- ②徹底した標準化の実現
- ③新技術の獲得
- ④組織力のU p

・プラント事業

〔基本方針〕 安定収益確保

- ・メンテナンス需要の継続受注
- ・新規案件取込みによる売上増
- ・技術継承と人材確保

〔重点施策〕 ①メンテナンス案件の継続受注及び新規取り込みによる安定収益確保

- ②人材確保と育成で技術力・施工力・動員力U p
- ③タンクメーカーの実績と知見を基にした活躍領域の拡大

・みらい創生事業その他

〔基本方針〕 環境事業確立への挑戦

- ・ 環境・防災領域の事業拡大（M&A含む）
- ・ グループ会社のガバナンス強化

〔重点施策〕 ①事業の選択と集中を進め、環境・防災ソリューション事業を確立

②グループ一体運営によるグループシナジー・事業機会の創出

③効率的グループ・ガバナンスの構築

経営基盤強化策（ESG経営の推進）

当社グループは、グループ全体の持続的成長を目指し、気候変動への対応として、GHG排出削減目標の公表や、環境投資（工場等への太陽光発電設備の導入）などを行っております。また、従業員の健康保持・増進の取り組みを推進する中、「健康経営®優良法人（大規模法人部門）」に4年連続で認定されたことや、地域貢献活動においても、こども文庫支援や地域イベント等での協賛・ボランティアなど積極的に活動しております。前中期経営計画にESG経営の推進を本格的に開始しており、マテリアリティで特定した項目等、対処すべき課題に対し、サステナビリティ委員会を中心に継続して推進してまいります。

③ 目標とする経営指標

当中期経営計画期間の最終年度にあたる2027年度の連結業績目標として、売上高680億円、営業利益43億円、ROE 8%の達成を目指し、「ACTION FOR THE FUTURE 期待を超える実行力で、未来を支えるチカラになる」のもとグループ一丸となって目標達成に取り組んでまいります。

（単位：百万円）

連結業績目標への推移	2025年度	2026年度	2027年度
売上高	62,000	65,000	68,000
物流ソリューション事業	35,500	38,000	40,000
プラント事業	14,000	14,000	14,500
みらい創生事業	12,000	12,500	13,000
その他	500	500	500
営業利益	3,700	4,000	4,300
物流ソリューション事業	3,400	3,900	4,100
プラント事業	850	850	900
みらい創生事業	900	1,000	1,100
その他（全社費用含む）	△1,450	△1,750	△1,800
ROE	6%	7%	8%

注：上表における各事業の営業利益の目標数値はセグメント間の内部取引及び振替高の調整額が含まれておりません。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

① 物流ソリューション事業

ＩＴを融合させた仕分け、ピッキング及び搬送システムを中心とした物流システムの開発・設計・製作や、これら各種システムのメンテナンス業務等を行い、流通業、運輸業、製造業、空港、郵政等の各社へ納入しております。

② プラント事業

ＬＮＧ、ＬＰＧ、原油、その他の気体・液体用の貯蔵タンクのメンテナンス業務等を行い、電力、ガス、石油及び石油化学等の各社へ納入しております。

③ 次世代エネルギー開発事業

ＬＮＧ、ＬＰＧ、原油、その他の気体・液体用の貯蔵タンクの設計・製作・施工を行い、電力、ガス、石油及び石油化学等の各社へ納入しております。

④ みらい創生事業

建築請負、産業用設備・機器の製造・販売、アスベスト等の調査・測定及び分析、環境計測機器の保守管理及び環境調査等を行い、建設業、製造業、不動産業、官公庁等へ納入しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

会社名	区 分	所在地
トーヨーカネツ(株)	本社	東京都江東区
	千葉事業所	千葉県木更津市
	和歌山工場	和歌山県有田市
PT Toyo Kanetsu Indonesia	バタム工場	インドネシア国

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
物流ソリューション事業	434名 (119名)	17名増 (15名増)
プラント事業	65名 (49名)	1名減 (1名増)
次世代エネルギー開発事業	140名 (262名)	11名増 (172名増)
みらい創生事業	455名 (72名)	24名増 (3名増)
報告セグメント計	1,094名 (502名)	51名増 (191名増)
その他	14名 (－名)	－ (1名減)
全社	110名 (19名)	10名増 (2名減)
合 計	1,218名 (521名)	61名増 (188名増)

注：１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び季節工を含む。）は（ ）内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

２．全社として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年 3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	4,279
株式会社みずほ銀行	3,301
株式会社三菱UFJ銀行	2,901
株式会社三井住友銀行	2,122

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 29,700,000株
- ② 発行済株式の総数 8,023,074株（自己株式231,464株を含む）
- ③ 株主数 13,566名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,010	12.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	289	3.71
日本生命保険相互会社	207	2.65
株式会社りそな銀行	184	2.36
トーヨーカネツ従業員持株会	132	1.69
住友生命保険相互会社	115	1.48
大栄不動産株式会社	112	1.44
佐藤工業株式会社	111	1.42
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	100	1.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	94	1.21

注：1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、自己株式は大株主から除外しております。

2. 自己株式には、役員向け株式給付信託の導入に際して設定した株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式56千株を含めておりません。

⑤ 自己株式の取得、消却、処分及び保有

1. 当事業年度において取得した自己株式

普通株式 1,054株 取得価額の総額 4,295,215円

上記のうち、

(イ) 定款授權に基づく取締役会決議により取得した自己株式

普通株式 ー株 取得価額の総額 ー円

(ロ) 単元未満株式の買取りにより取得した自己株式

普通株式 1,054株 取得価額の総額 4,295,215円

2. 当事業年度において消却した自己株式

普通株式 300,000株

3. 当事業年度末において保有する自己株式

普通株式 231,464株

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1,700株	1名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	ー	ー
監査等委員である取締役	ー	ー

注：1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3)② 取締役に支払った報酬等の総額」に記載しております。

2. 上記は、退任した役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

（ご参考）当社が保有する政策保有株式について

当社は、コーポレートガバナンス報告書に記載の政策保有株式に関する方針に則った取組みを行っており、毎年、取締役会で保有の適否を検証しております。

2025年3月期においては、政策保有株式のうち上場株式2銘柄の売却を行い、その売却額は747百万円となりました。

2025年3月末現在における保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の連結貸借対照表計上額の合計は3,140百万円となり、連結純資産計上額38,909百万円の8.1%となっております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大和田 能 史	次世代エネルギー開発事業本部、安全環境・品質保証部管掌
取締役	兒 玉 啓 介	副社長執行役員リスクマネジメント室管掌、特命担当、環境リサーチ(株)取締役
取締役	柿 原 明	専務執行役員みらい創生事業本部長、環境リサーチ(株)取締役、環境計測(株)取締役
取締役	小 林 康 紀	専務執行役員ソリューション事業本部長
取締役	酒 井 由香里	大平洋金属(株)社外取締役
取締役	佐 藤 真希子	(株) i S G S インベストメントワークス代表取締役 代表パートナー、(一社)日本ベンチャーキャピタル協会理事
取締役 (常勤監査等委員)	阿 部 和 人	
取締役 (監査等委員)	中 村 重 治	リケンテクノス(株)社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	牛 田 一 雄	(株)ニコン特別顧問、日本光学工業協会会長
取締役 (監査等委員)	岩 村 修 二	T & K 法律事務所弁護士、キャノン電子(株)社外監査役、(株)北海道銀行社外監査役、林兼産業(株)社外取締役（監査等委員）

注：1. 取締役酒井由香里氏及び佐藤真希子氏並びに取締役（監査等委員）中村重治氏、牛田一雄氏及び岩村修二氏は、社外取締役であります。

2. 当社では、重要な社内会議への出席及び取締役等からの情報収集並びに内部監査部門との十分な連携を図ることにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の取締役（監査等委員）を置くこととし、阿部和人氏を選定しております。

3. 取締役（常勤監査等委員）阿部和人氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役（監査等委員）中村重治氏は、金融機関における長年の経験のなかで、複数店舗の支店長及び本部における融資部門での豊富な業務経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 取締役酒井由香里氏及び佐藤真希子氏並びに取締役（監査等委員）中村重治氏、牛田一雄氏及び岩村修二氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

6. 当社は、取締役酒井由香里氏及び佐藤真希子氏並びに取締役（常勤監査等委員）阿部和人氏、取締役（監査等委員）中村重治氏、牛田一雄氏及び岩村修二氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度までに限定する契約を締結しております。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員であり、保険料は全額当社が負担をしております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補填するものです。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 取締役小林康紀氏は、2024年6月26日開催の第116期定時株主総会において新たに選任され就任致しました。
9. 取締役会長柳川徹氏は、2024年6月26日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任致しました。
10. 佐藤真希子氏の戸籍上の氏名は、重松真紀子であります。

（ご参考）2025年4月1日現在の経営体制

1. 取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大和田 能 史	次世代エネルギー開発、安全環境・品質保証担当
取締役	兒 玉 啓 介	副社長執行役員社長補佐、特命担当、環境リサーチ(株)取締役
取締役	柿 原 明	専務執行役員みらい創生事業本部長、環境リサーチ(株)取締役、環境計測(株)取締役
取締役	小 林 康 紀	専務執行役員ソリューション事業、HRマネジメント担当
取締役	酒 井 由香里	太平洋金属(株)社外取締役
取締役	佐 藤 真希子	(株) i S G S インベストメントワークス代表取締役 代表パートナー、(一社)日本ベンチャーキャピタル協会理事
取締役 (常勤監査等委員)	阿 部 和 人	
取締役 (監査等委員)	中 村 重 治	リケンテクノス(株)社外取締役（監査等委員）
取締役 (監査等委員)	牛 田 一 雄	(株)ニコン特別顧問、日本光学工業協会会長
取締役 (監査等委員)	岩 村 修 二	T & K 法律事務所弁護士、キャノン電子(株)社外監査役、(株)北海道銀行社外監査役、林兼産業(株)社外取締役（監査等委員）

2. 取締役を兼務しない執行役員

役職	氏名	担当
専務執行役員	大 木 博 司	プラント事業本部長
専務執行役員	柳 沼 伸 介	ソリューション事業本部長
専務執行役員	米 原 岳 史	財務、ＩＲ、リスクマネジメント、ＥＳＧ担当
常務執行役員	田 中 寛 海	次世代エネルギー開発センター管掌
常務執行役員	佐 藤 誠	ソリューション事業本部 システムソリューション部、システムイノベーション部管掌
常務執行役員	間 中 康 幸	ソリューション事業本部 スタンダードＲ＆Ｄ部、エンジニアリング部、製造部管掌
常務執行役員	根 本 賢 治	コーポレート本部長
執行役員	國 友 宏 俊	ソリューション事業本部・次世代エネルギー開発センター、特命担当
執行役員	篠 原 啓 樹	ソリューション事業本部 調達部管掌
執行役員	飴 谷 智 彰	ソリューション事業本部 システムソリューション部、カスタマーサポート推進部補佐
執行役員	田 牧 敬 司	ソリューション事業本部 施工管理部管掌
執行役員	三 田 俊 幸	次世代エネルギー開発センター長
執行役員	飯 田 仁 志	安全環境・品質保証部管掌 兼 プラント事業本部 プロジェクト部管掌
執行役員	長谷川 努	コーポレート本部 経理部管掌
執行役員	大 崎 勝 啓	ソリューション事業本部 ＩＴソリューション部、ＷＭＳ戦略室管掌
執行役員	奥 村 政 志	ソリューション事業本部 プロジェクト管理部管掌
執行役員	白 石 文 夫	ソリューション事業本部 カスタマーサポート部、カスタマーサポート推進部管掌
執行役員	浅 山 利 英	プラント事業本部 タンク建設部、業務部管掌

② 取締役を支払った報酬等の総額

a.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く、以下「業務執行取締役」という。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役が過半数を占める「指名及び報酬諮問委員会」へ諮問し、答申を受けております。なお、「指名及び報酬諮問委員会」については、2022年5月13日開催の取締役会決議により、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」に改組致しました。

業務執行取締役の個人別の報酬の決定に際しては、以下に定める方針・手続等に従いこれを行うものとしております。

(イ) 基本方針

- ・業務執行取締役に対する報酬は、業務執行取締役が当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高め、株価の変動による利益・リスクを株主と共有するインセンティブとして十分機能するよう、報酬と業績及び株式価値を連動させた報酬体系とし、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役の報酬は「基本（金銭・固定）報酬」「業績連動型金銭報酬」及び「業績連動型株式報酬」により構成する。
- ・監督機能を担う監査等委員である取締役、監査等委員でない非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本（金銭・固定）報酬のみを支払うこととする。
- ・このうち、監査等委員でない非業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項については、下記(ホ)に記載の業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法と同様の決定方法をとることで、報酬決定過程の透明性を確保することとする。

(ロ) 基本(金銭)報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

- ・業務執行取締役の基本（金銭）報酬は、月例の固定報酬とし、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案し、あらかじめ作成した役位に応じた報酬テーブルに沿って決定する。
- ・当該基本（金銭）報酬は下記(ハ) 1.の業績連動型金銭報酬とともに次年度の1年間、月額固定報酬として月次で支給する。

(ハ) 業績連動型金銭報酬等並びに非金銭報酬等（以下、「業績連動型株式報酬」という。）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

1.業績連動型金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

- ・「業績連動型金銭報酬」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結税金等調整前当期純利益額に次年度の連結税金等調整前当期純利益予想額を加味して算出された額とする。
- ・一定水準以上の連結税金等調整前当期純利益・株式配当額の場合に限り、株主総会決議により利益の一定部分の役員賞与を支給する場合がある。

（※）2025年3月25日開催の取締役会決議により、2025年7月以降の業績連動型金銭報酬に係る業績指標を連結税金等調整前当期純利益から経常利益に変更いたします。

2.業績連動型株式報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(i) 業績連動型株式報酬等の内容、額及び算定方法

- ・「業績連動型株式報酬」は2019年5月14日の取締役会で決議された「役員に対する業績連動型株式報酬制度」株式給付規程、同年6月27日の第111期定時株主総会にて決議された「取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度導入に伴う報酬の額及び内容の決定の件」、及び2022年6月28日の第114期定時株主総会にて決議された「取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の継続に伴う報酬等の額及び内容の一部改定の件」に基づき、各業務執行取締役及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員（以下、「取締役等」という。）に対して、役位及び中期経営計画等に基づいた業績目標の達成度に応じて、事業年度毎に以下のポイントを付与する。

- 事業部門を所管しない又はコーポレート本部を所管する取締役等

付与ポイント＝役位別基本ポイント × 業績連動係数（①×1.0）（※）

- 事業本部を所管する取締役等

付与ポイント＝役位別基本ポイント × 業績連動係数（①×0.5＋②×0.5）（※）

（※）業績連動係数①②はR O E 及び部門別営業利益の目標達成度に応じて 0%～144%まで変動する

- ・2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」という。中期経営計画等の期間を想定している。）において、取締役等に対して付与するポイントは1事業年度当たり41,000ポイント（相当する株式数は41,000株）（うち、業務執行取締役分として30,340ポイント（相当する株式数は30,340株）を上限とし、当初対象期間中の3事業年度において、取締役等に対して付与するポイントは123,000ポイント（相当する株式数は123,000株）（うち

業務執行取締役分として91,020ポイント（相当する株式数は91,020株）を上限とする。なお、付与されるポイントは取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算される。

(ii) 業績連動型株式報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

- ・「役員に対する業績連動型株式報酬制度」の対象期間は、「当初対象期間」及び当初対象期間経過後に開始する3事業年度ごと（当初対象期間経過後制定される中期経営計画の期間が3事業年度と異なる場合はその事業年度ごと）の期間とする。
- ・各取締役等に対する当社株式等の給付時期は、原則として各対象期間の最終事業年度の業績確定後において、当該各対象期間において付与された累計ポイント数に応じた当社株式を給付する。ただし、納税資金確保の観点から、当該累計ポイント数の50%に相当する数の当社株式については、換価した上で、当該取締役等に対して、当該換価処分金相当の金銭を給付する。

(二) 基本（金銭）報酬の額、業績連動型金銭報酬等の額又は業績連動型株式報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業績連動型金銭報酬は過年度及び次年度予想業績に基づき算出された額であり、業績連動型株式報酬は「当初対象期間」の中期経営計画等の目標KPIであるROE及び担当する部門営業利益に基づき算出された株数であるので、その割合は当該単年度及び次年度業績と、当初対象期間及びその後の3事業年度におけるROE及び部門営業利益目標の各業務執行取締役の達成度により決まるため、その割合は決定していないが、業績連動報酬の導入意図を鑑み、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成としている。

(ホ) 業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

当社は個人別の業務執行取締役の報酬額については、「取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬決定方針及び手続」をコーポレートガバナンス・ガイドラインにて定め、独立社外取締役が過半数を占める「報酬諮問委員会」による協議・答申を経て、取締役会の決議により決定することとし、報酬決定過程の透明性を確保している。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（名）
	（百万円）	基本報酬	業績連動型 金銭報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	170 (17)	110 (17)	46 (－)	12 (－)	7 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	43 (25)	43 (25)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	213 (42)	154 (42)	46 (－)	12 (－)	11 (5)

- 注：1. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名であります。上記員数と相違しておりますのは、2024年6月26日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名が含まれているためであります。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第114期定時株主総会決議（当該株主総会決議時における対象となる取締役の員数は6名）（うち社外取締役2名）において、月額20百万円以内（うち社外取締役分1.7百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、同株主総会決議（当該株主総会決議時における対象となる取締役の員数は4名）において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び取締役でない常務執行役員以上の執行役員に対する信託を用いた業績連動型株式報酬制度を改定し、信託金の上限額は対象期間である3事業年度ごとに167百万円と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第107期定時株主総会決議（当該株主総会決議時における取締役（監査等委員）の員数は4名）において、月額5百万円以内と決議いただいております。
5. 上記取締役（監査等委員であるものを除く。）の業績連動型株式報酬の欄には、当事業年度に係る費用計上額を記載しております。
6. 業績連動型金銭報酬に係る業績指標は、各事業年度の連結税金等調整前当期純利益額に、次年度の連結税金等調整前当期純利益予想額を加味して算出された額であり、当該指標を選定した理由は、取締役は経常利益だけでなく当社の全ての利益と損失の結果に対し収益向上の意識を持つべきと考えるためであります。なお、当事業年度の業績連動型金銭報酬に係る2024年3月期の当該指標の実績は4,823百万円であります。
7. 業績連動型株式報酬に係る業績指標は、ROE及び部門営業利益であります。当該指標を選定した理由として、ROEについては開示情報であり、中長期的企業価値向上を期待する株主に資する指標であると同時にそのために自社の持続的成長をめざす役員へのインセンティブとして実効的のある指標として選定しております。また、部門営業利益については役員が自ら所管する部門の指標であり開示される情報であることから選定しております。なお、これら指標の2025年3月期の実績は、ROEについては9.5%、部門営業利益については物流ソリューション事業で3,722百万円、プラント事業で1,041百万円であります。
8. 上記のほか、2008年6月27日開催の第100期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）1名に対し、3百万円を支給しております。なお、当該金額は、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労金引当金の繰入額を除いております。

c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会より諮問を受けた「報酬諮問委員会」において、原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、報酬テーブルに当てはめて具体的な金額等の確認をしたうえで、取締役会に答申を行っているため、業務執行取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに当たっては、取締役会は基本的にその答申を尊重しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

会社における地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容	兼職先と 当社との関係
取締役	酒 井 由香里	大平洋金属㈱	社外取締役	特記事項なし
取締役	佐 藤 真希子	㈱ i S G S インベストメントワークス	代表取締役 代表パートナー	特記事項なし
		(一社)日本ベンチャーキャピタル協会	理事	特記事項なし
取締役（監査等委員）	中 村 重 治	リケンテクノス㈱	社外取締役(監査等委員)	特記事項なし
取締役（監査等委員）	牛 田 一 雄	㈱ニコン	特別顧問	特記事項なし
		日本光学工業協会	会長	特記事項なし
取締役（監査等委員）	岩 村 修 二	T & K 法律事務所	弁護士	特記事項なし
		キャノン電子㈱	社外監査役	特記事項なし
		㈱北海道銀行	社外監査役	特記事項なし
		林兼産業㈱	社外取締役(監査等委員)	特記事項なし

b. 当期における主な活動状況

会社における地位	氏名	取締役会	監査等委員会	発言状況及び社外取締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
		出席回数 出席率	出席回数 出席率	
取締役	酒 井 由香里	12回中11回 92%	—	幅広い業種での社外役員としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。また、「報酬諮問委員会」の委員として、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	佐 藤 真希子	12回中12回 100%	—	ベンチャーキャピタルの経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。また、「指名諮問委員会」の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員候補者の選定における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員）	中 村 重 治	12回中12回 100%	12回中12回 100%	金融機関の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、財務及び会計に係る事項を含め、適宜発言を行っております。また、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」の委員長として、当事業年度に開催された両委員会（指名4回、報酬5回）全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役（監査等委員）	牛 田 一 雄	12回中12回 100%	12回中12回 100%	上場会社（異業種）の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。また、「報酬諮問委員会」の委員として、当事業年度に開催された委員会5回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役（監査等委員）	岩 村 修 二	12回中12回 100%	12回中12回 100%	弁護士としての専門的見地や、法曹界での豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。また、「指名諮問委員会」の委員として、当事業年度に開催された委員会4回全てに出席し、客観的・中立的な立場で役員候補者の選定における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

注：１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から当事業年度の監査計画の内容、前事業年度の職務執行状況等について聴取し、報酬見積の算出根拠等に係る必要な検証を実施し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意致しました。

３．当社の子会社であるPT Toyo Kanetsu Indonesia及びToyo Kanetsu (Malaysia) Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は仰星監査法人に対して、英文財務諸表に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任致します。

また、上記のほか、監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、特段の方針を定めておりませんが、基本的な考え方は以下の通りであります。

当社グループでは、経営の基本方針に従い、主力事業の強化等を踏まえた業績向上を通じてグループ企業価値の一層の向上を図ることが最優先課題であると考えております。

現段階においては、いわゆる「買収防衛策」をあらかじめ定めるものではありませんが、当社としましては、株主・投資家から負託された当然の責務として、当社の株式取引や異動の状況を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が現れた場合には、直ちに社外の専門家を含めて当該買付者の買収提案等を評価し、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損すると判断されるときは、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務の健全性と株主の皆様への利益還元とのバランスを最適化することを基本とした株主還元方針を策定しております。

株主還元方針の内容

- ・連結配当性向 : 50%以上とします。(1株当たり年間100円配当を下限とします。)
ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではありません。
- ・連結総還元性向 : 連結総還元性向は設定しないものの、業績動向などにより機動的に対応することとします。
- ・本方針の適用期間 : 2023年3月期から2025年3月期までの3期とし当該期間終了時点で見直すこととします。

当期の期末配当につきましては、株主還元方針に基づき、1株当たり186円の配当とさせて頂く予定であります。これにより年間配当は、中間配当50円と合わせて、1株当たり236円となります。(連結配当性向50.0%)

また、自己株式につきましては、2024年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、2024年11月29日付で株数300千株(消却前の発行済株式総数に対する割合3.6%)の消却を行いました。

(ご参考)

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、以下の通り、株主還元方針の改定を決議致しました。

- ・基本方針 : 経営の重要課題の一つとして、持続的な成長を可能とする戦略投資と、株主への利益還元の最大化をバランスよく実施することを基本とする。
- ・K F I : 株主資本配当率(DOE)を4.0%以上
適用期間 2026年3月期から2028年3月期まで

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第117期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	40,140
現金及び預金	6,516
受取手形、売掛金及び契約資産	26,874
商品及び製品	35
仕掛品	1,144
原材料及び貯蔵品	4,676
その他	912
貸倒引当金	△20
固定資産	27,295
有形固定資産	17,988
建物及び構築物	5,945
機械装置及び運搬具	723
工具、器具及び備品	558
土地	10,265
建設仮勘定	467
その他	28
無形固定資産	690
投資その他の資産	8,616
投資有価証券	6,497
繰延税金資産	258
退職給付に係る資産	1,085
その他	965
貸倒引当金	△190
資産合計	67,436

科目	第117期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	20,393
支払手形及び買掛金	976
短期借入金	8,240
1年内償還予定の社債	20
1年内返済予定の長期借入金	432
未払費用	5,720
未払法人税等	989
契約負債	1,436
賞与引当金	538
受注損失引当金	416
完成工事補償引当金	351
訴訟損失引当金	42
その他	1,228
固定負債	8,133
社債	1,080
長期借入金	4,213
繰延税金負債	571
再評価に係る繰延税金負債	1,128
退職給付に係る負債	457
資産除去債務	505
その他	176
負債合計	28,526
純資産の部	
株主資本	37,414
資本金	18,580
資本剰余金	1,278
利益剰余金	18,353
自己株式	△798
その他の包括利益累計額	1,488
その他有価証券評価差額金	1,413
繰延ヘッジ損益	△6
土地再評価差額金	652
為替換算調整勘定	△920
退職給付に係る調整累計額	349
非支配株主持分	7
純資産合計	38,909
負債及び純資産合計	67,436

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第117期	
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	
売上高		60,474
売上原価		47,232
売上総利益		13,241
販売費及び一般管理費		9,109
営業利益		4,131
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	197	
為替差益	14	
持分法による投資利益	47	
スクラップ売却益	28	
助成金収入	45	
貸倒引当金戻入額	0	
その他	71	412
営業外費用		
支払利息	118	
その他	22	140
経常利益		4,403
特別利益		
固定資産売却益	28	
投資有価証券売却益	715	
その他	3	747
特別損失		
固定資産除却損	16	
投資有価証券評価損	1	
災害による損失	10	
訴訟関連損失	42	69
税金等調整前当期純利益		5,082
法人税、住民税及び事業税	1,626	
法人税等調整額	△185	1,441
当期純利益		3,640
非支配株主に帰属する当期純利益		1
親会社株主に帰属する当期純利益		3,638

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第117期 2025年3月31日現在
資産の部	
流動資産	32,577
現金及び預金	3,850
受取手形、売掛金及び契約資産	22,595
仕掛品	746
原材料及び貯蔵品	3,793
前払費用	64
関係会社短期貸付金	792
その他	752
貸倒引当金	△18
固定資産	28,489
有形固定資産	15,648
建物	5,225
構築物	191
機械及び装置	506
車両運搬具	12
工具、器具及び備品	201
土地	9,082
建設仮勘定	429
無形固定資産	501
借地権	67
ソフトウェア	165
その他	268
投資その他の資産	12,340
投資有価証券	4,863
関係会社株式	4,400
出資金	298
関係会社出資金	180
関係会社長期貸付金	1,953
前払年金費用	542
その他	251
貸倒引当金	△150
資産合計	61,067

科目	第117期 2025年3月31日現在
負債の部	
流動負債	19,740
買掛金	420
短期借入金	7,757
関係会社短期借入金	1,900
1年内返済予定の長期借入金	400
未払金	112
未払費用	5,330
未払法人税等	722
契約負債	1,275
預り金	207
賞与引当金	306
受注損失引当金	416
完成工事補償引当金	351
訴訟損失引当金	42
その他	498
固定負債	7,329
社債	1,000
長期借入金	4,180
繰延税金負債	417
再評価に係る繰延税金負債	1,128
資産除去債務	503
その他	101
負債合計	27,070
純資産の部	
株主資本	31,964
資本金	18,580
資本剰余金	1,102
資本準備金	1,102
利益剰余金	13,081
利益準備金	1,470
その他利益剰余金	11,610
固定資産圧縮積立金	1,891
繰越利益剰余金	9,718
自己株式	△798
評価・換算差額等	2,032
その他有価証券評価差額金	1,386
繰延ヘッジ損益	△6
土地再評価差額金	652
純資産合計	33,996
負債及び純資産合計	61,067

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第117期	
	2024年4月1日から 2025年3月31日まで	
売上高		48,710
売上原価		38,780
売上総利益		9,930
販売費及び一般管理費		6,860
営業利益		3,070
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	237	
助成金収入	45	
その他	62	368
営業外費用		
支払利息	109	
為替差損	31	
投資事業組合運用損	0	
その他	13	154
経常利益		3,283
特別利益		
投資有価証券売却益	704	704
特別損失		
固定資産除却損	13	
災害による損失	10	
訴訟関連損失	42	65
税引前当期純利益		3,923
法人税、住民税及び事業税	1,202	
法人税等調整額	△152	1,049
当期純利益		2,874

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 野口 哲 生
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 竹 本 泰 明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーヨーカネツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

トーヨーカネツ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人 東京事務所 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	野 口 哲 生
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	竹 本 泰 明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーヨーカネツ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行を監査致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

トーヨーカネツ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 阿部和人

監査等委員 中村重治

監査等委員 牛田一雄

監査等委員 岩村修二

(注) 監査等委員中村重治、牛田一雄及び岩村修二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

日本工業倶楽部会館 3階 大ホール

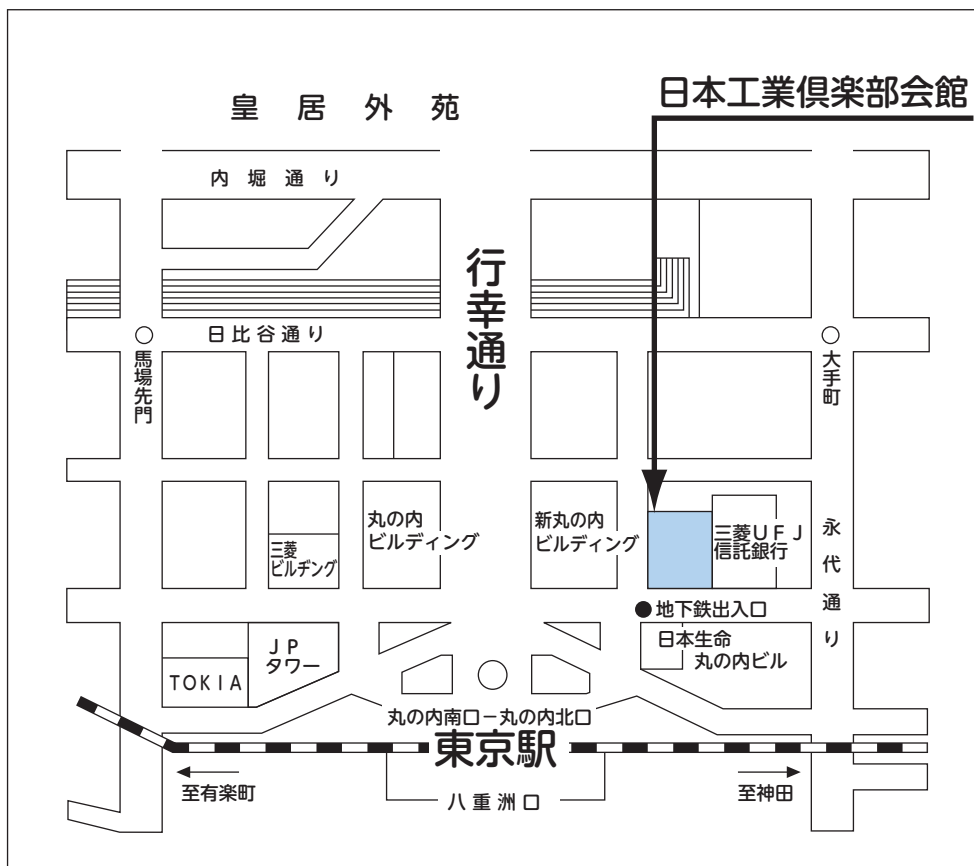
(当会館は午前9時に開錠されますので、同時刻以降にご来場くださいますようお願い申し上げます。)

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号 電話 03-3281-1711 (代表)

交通

J R 「東京駅」下車 丸の内北口より徒歩約2分

東京メトロ 丸ノ内線「東京駅」下車 M10出口より徒歩約1分



※駐車場の用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※お土産のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。